第561号

福岡県公報

令和７年１月７日
第　561　号

目　次

告　示（第１号－第８号）

○廃棄物が地下にある土地の区域の指定　（廃棄物対策課）……1
○道路の区域の変更　（道路維持課）……3
○都市計画事業の認可　（公園街路課）……3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……4
○道路の供用の開始　（道路維持課）……4
○道路の区域の変更　（道路維持課）……4

公　告

○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の事務所の廃止
（介護保険課）……5
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示　（建築指導課）……5
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……5
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……5

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の取消し　（行財政支援課）……6
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の変更　（行財政支援課）……6
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定　（行財政支援課）……6

警 察 本 部

○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示
（警察本部情報管理課）……6

海区漁業調整委員会

○福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止　（漁業管理課）……7

告　示

福岡県告示第１号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第１項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

なお、廃棄物が地下にある土地の区域の指定（令和６年11月福岡県告示第732号）は、取り消す。

令和７年１月７日

福岡県知事　服部　誠太郎

１　指定する区域

八女郡広川町大字水原のうち、「広川町発煙鎮静化対策工事平面図」中斜線で示された部分に該当する区域

２　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の２の規定による埋立地の区分

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（法第19条の８第１項の規定に基づく措置に相当する措置であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の32第３号の規定に該当する措置）が講じられた埋立地

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

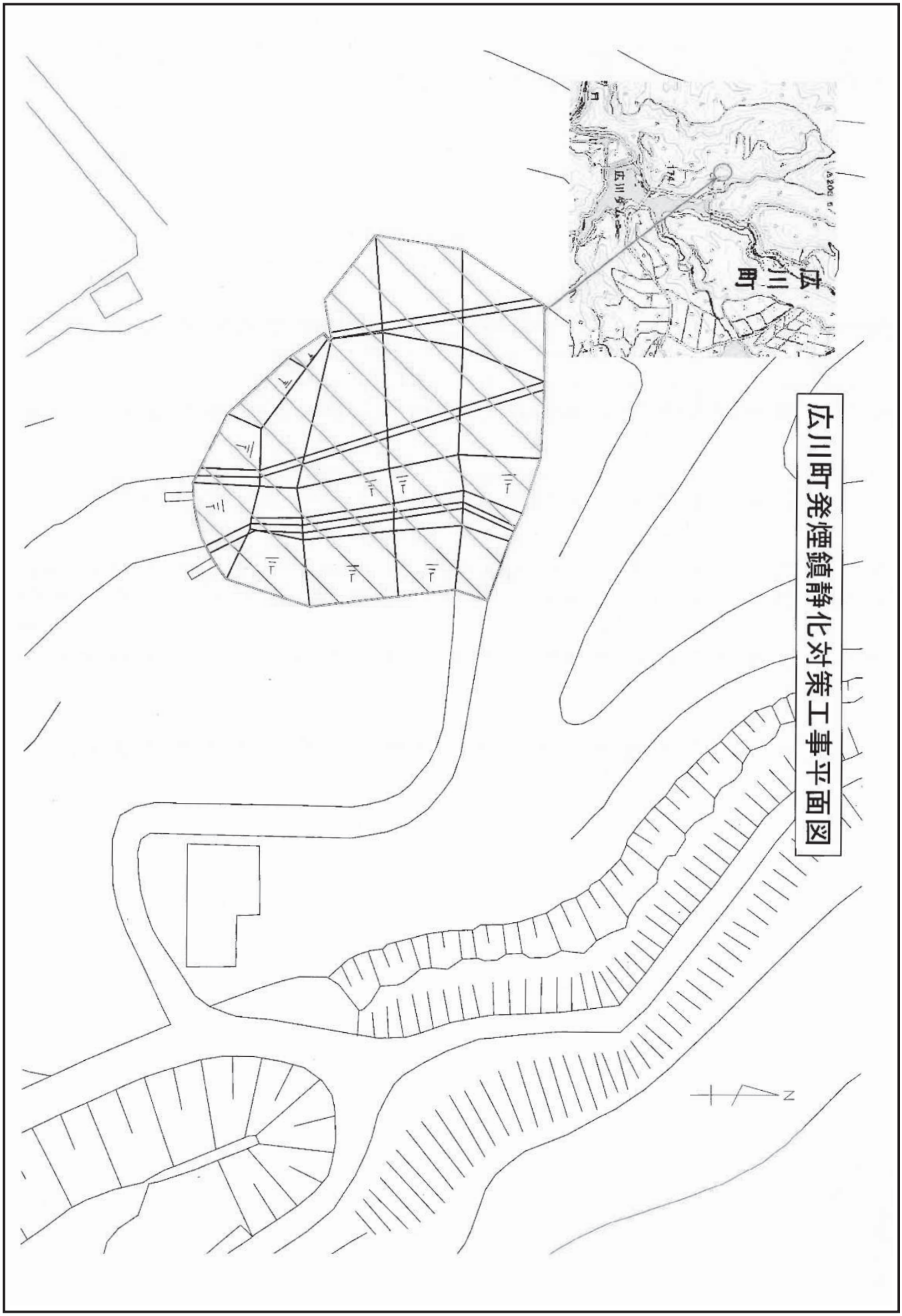
広川町発煙鎮静化対策工事平面図
広川町
N

福岡県告示第２号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
八女	県道	玉名八女線	前	八女市本村425番331先から 八女市本村425番27の４先まで	7.3 ～ 12.0	113.3
			後	八女市本村425番331先から 八女市本村425番27の４先まで	7.3 ～ 18.2	113.3

福岡県告示第３号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第１項の規定により次のように告示する。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　施行者の名称

福岡市

２　都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業　３・５・１－80号　吉塚松崎線

３　事業施行期間

令和７年１月７日から令和16年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

福岡市東区筥松一丁目及び東区原田一丁目地内

(2)　使用の部分

福岡市東区筥松一丁目及び東区原田一丁目地内

福岡県告示第４号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木志波字下道目木2675の１、2676の３、2676の５、2676の６、2676の８、2721の１、2722の３

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下道目木2675の１・2676の３・2676の５・2676の６・2676の８・2721の１・2722の３（以上７筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第５号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　保安林予定森林の所在場所

大牟田市大字岩本字焼石1724の１、大字上内字山口川原402

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字焼石1724の１・字山口川原402（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第６号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　保安林予定森林の所在場所

朝倉市山田字奈良ヶ谷1589の２

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奈良ヶ谷1589の２（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第７号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和７年１月７日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	直方行橋線	行橋市南大橋三丁目853番１先から 行橋市北泉二丁目1909番１先まで

福岡県告示第８号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
京築	県道	犀川豊前線	前	築上郡築上町大字寒田35番４先から築上郡築上町大字寒田2005番４先まで	5.0～17.0	248.0
			後	築上郡築上町大字寒田35番４先から築上郡築上町大字寒田2005番４先まで	5.3～17.3	248.0
			後	築上郡築上町大字寒田35番４先から築上郡築上町大字寒田2005番４先まで	5.3～17.3	232.0

公　告

公告

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の３第１項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人から廃止の届出があったので、同令第11条の６第２号の規定により次のように公示する。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

事務所の廃止

事務所の名称	所在地	廃止年月日
調査ラボ福岡合同会社	福岡市西区内浜二丁目23番１号	令和６年12月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成８年福岡県条例第１号）第37条第４項第５号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築士法施行細則（昭和25年福岡県規則第111号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　意見を募集しなかった理由

今回の改正は、国土交通省住宅局建築指導課において意見公募手続を実施して定めた建築士法施行規則の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第63号）と実質的に同一の内容であり、福岡県行政手続条例第37条第４項第５号に該当するため同条例に定める意見公募手続きを実施しなかったものです。

２　規則の公布日

令和６年11月22日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

八女市今福字寺の西1069番18、1069番20、1070番１、1070番５、1071番１、1072番１、1072番４及び1072番５並びに室岡字駄渡瀬1302番34、1302番35、1303番４から1303番12まで、1303番15及び1303番26から1303番32まで

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女市龍ケ原134番地１

株式会社八女急送

代表取締役　山下　伸大

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第３項の規定により公告する。

令和７年１月７日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字高田字松ノ元430番１から430番５まで並びに字桑原432番１及び432番３から432番14まで並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

遠賀郡岡垣町大字山田970番地の１

有限会社北園総合建設

代表取締役　北園　香

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第１号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び第４項第２号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる次の施設の指定を取消した。

令和７年１月７日

福岡県選挙管理委員会委員長　　藤　井　克　巳

施　設　名	所　在　地	取消年月日
住宅型有料老人ホームにしぞの	北九州市若松区西園町９－５	令和６年12月19日

福岡県選挙管理委員会告示第２号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び第４項第２号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和７年１月７日

福岡県選挙管理委員会委員長　　藤　井　克　巳

施設名	変更内容	変更後	変更前
香月老人ホーム	所在地	北九州市八幡西区楠橋上方１－11－１	北九州市八幡西区大字畑325番地

福岡県選挙管理委員会告示第３号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び第４項第２号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を指定した。

令和７年１月７日

福岡県選挙管理委員会委員長　　藤　井　克　巳

施　設　名	所　在　地	指定年月日
ホスピス住宅ビーズの家南片江	福岡市城南区南片江２－31－９	令和６年12月19日
地域密着型特別養護老人ホームかあむ茜月	福岡市西区大字飯盛23－１	令和６年12月19日
ラ・ポール引野	北九州市八幡西区引野２－12－46	令和６年12月19日
ケアプラザ倶楽部雪月花	北九州市八幡西区森下町27－38	令和６年12月19日
地域密着型特別養護老人ホームひびきのもり	北九州市若松区深町１－15－８	令和６年12月19日
地域密着型特別養護老人ホームにしぞの	北九州市若松区西園町９－５	令和６年12月19日

警察本部

福岡県警察本部告示第74号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和３年５月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和７年１月31日から施行する。

令和７年１月７日

福岡県警察本部長　　住友　一仁

１の表中

「

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第８条第１項

」を

「

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第８条第１項
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第２条
	第３条
	第38条第１項

」に

改める。

４の(2)の表中

「

福岡県道路交通法施行細則	第16条第１項

」を

「

福岡県道路交通法施行細則	第16条第１項
行政不服審査法	第２条
	第３条
	第38条第１項

」に

改める。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第212号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和７年１月７日

筑前海区漁業調整委員会会長　　冨重　信一

１　指示の適用海域

(1)　室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜４丁目地先及び福岡市西区豊浜１丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点　北緯33度35.476分　東経130度20.720分（世界測地系）

イ点　北緯33度35.463分　東経130度20.467分（世界測地系）

ウ点　北緯33度35.147分　東経130度20.468分（世界測地系）

エ点　北緯33度35.109分　東経130度20.614分（世界測地系）

(2)　シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点　北緯33度35.728分　東経130度21.382分（世界測地系）

カ点　北緯33度35.825分　東経130度21.328分（世界測地系）

キ点　北緯33度35.771分　東経130度21.063分（世界測地系）

ク点　北緯33度35.767分　東経130度20.786分（世界測地系）

ケ点　北緯33度35.665分　東経130度20.768分（世界測地系）

(3)　シーサイドももち海浜公園（地行浜地先）

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点　北緯33度35.863分　東経130度21.710分（世界測地系）

サ点　北緯33度35.934分　東経130度21.626分（世界測地系）

シ点　北緯33度35.849分　東経130度21.414分（世界測地系）

ス点　北緯33度35.757分　東経130度21.461分（世界測地系）

２　指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

３　指示の期間

令和７年４月１日から令和10年３月31日まで